

別表

東京オリンピック・パラリンピック等機運醸成事業実施業務委託 審査基準

1. 評価項目及び配点

| 区分 | | 評価項目 | 配点 |
|----|--------------------|---|-----|
| 1 | 企画提案 の 優位性 | (1) 東京オリンピック・パラリンピックの機運醸成やハンガリー等への県民理解の促進につながる全体コンセプトになっているか。 | 10 |
| | | (2) 出演者等の選定は適当か。 | 20 |
| | | (3) 展示内容は魅力的なものとなっているか。 | 15 |
| | | (4) 効果的な広報の提案がされているか。 | 15 |
| | | (5) 独自性のある提案がされているか。 | 10 |
| 2 | 企画提案 の 実施可能性 | (1) 業務の遂行や運営のために必要な人員が確保されているか。 | 15 |
| | | (2) 類似業務の実績に鑑み、業務遂行能力が認められるか。 | 10 |
| | | (3) 見積額は適当か。 | 5 |
| 合計 | | | 100 |

- ・ 審査項目及び各配点は上記のとおりとし、審査員5名が採点する。
- ・ 審査項目ごとの評価点数の総和をもって、企画提案者ごとの評価点数を決定し、点数の多いものから順に審査委員毎の順位をつける。
- ・ 全企画提案者の中で、各審査委員がつけた1位の数が最も多かったものを契約候補者とする。なお、1位のものが複数の場合は、最も得点の高かったものを契約候補者とする。
- ・ 提案者が1者の場合は、審査委員採点の総和の平均70点以上をもって契約候補者とする。